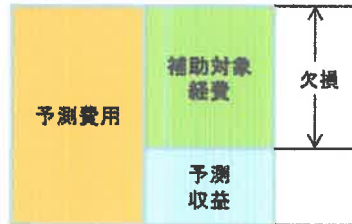


地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額



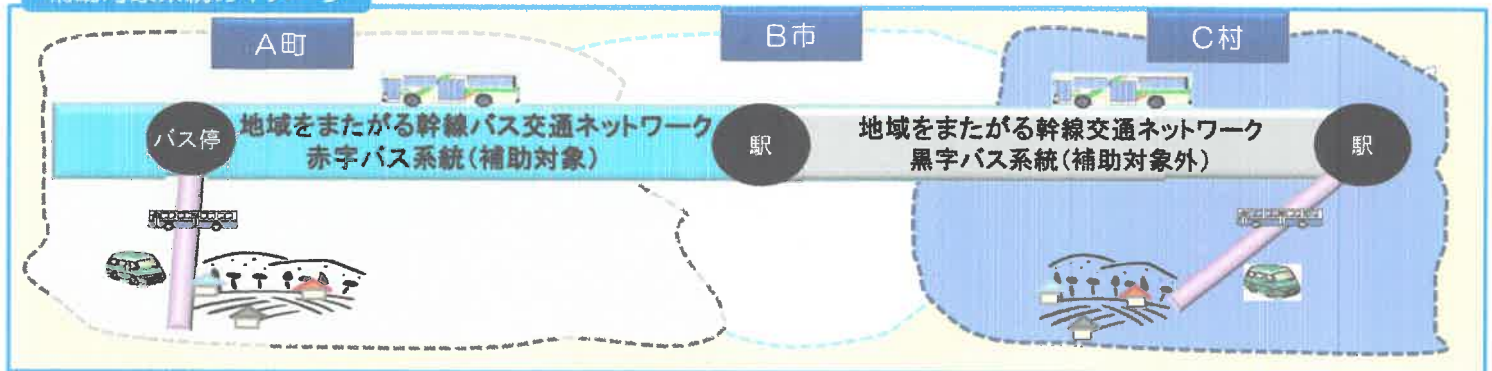
＜補助対象経費算定方法＞
 予測費用
 （事業者のキロ当たり経常費用見込額
 × 系統毎の実車走行キロ）
 －
 予測収益
 （系統毎のキロ当たり経常収益見込額
 × 系統毎の実車走行キロ）

- 補助率
1/2

○ 主な補助要件

- ・複数市町村にまたがる系統であること（平成13年3月31日時点で判定）
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人／日と見込まれること
 - ※ 1日の運行回数3回（朝、昼、夕）以上であって、1回当たりの輸送量5人以上（乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数）
 - ※ 復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、震災前に輸送量要件を満たし、直近の年度に輸送量要件を満たさない系統については輸送量要件を緩和（一定期間）
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



地域内フィーダー系統補助の概要

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



＜補助対象経費算定方法＞
 経常費用
 （事業者のキロ当たり経常費用
 × 系統毎の実車走行キロの実績）（30年度見直し）
 －
 経常収益
 （系統毎の運送収入、運送雑収
 及び営業外収益の実績）（30年度見直し）

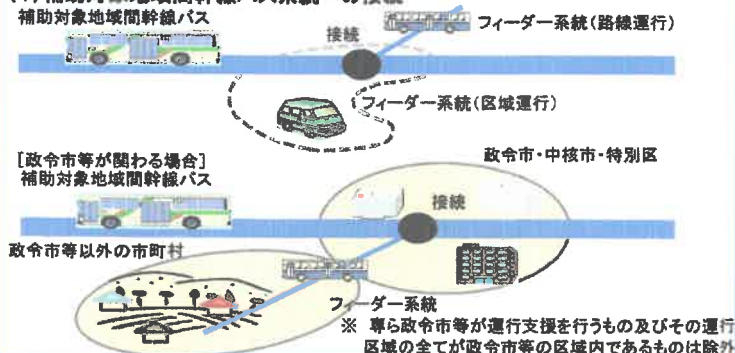
- 補助率
1/2

○ 主な補助要件

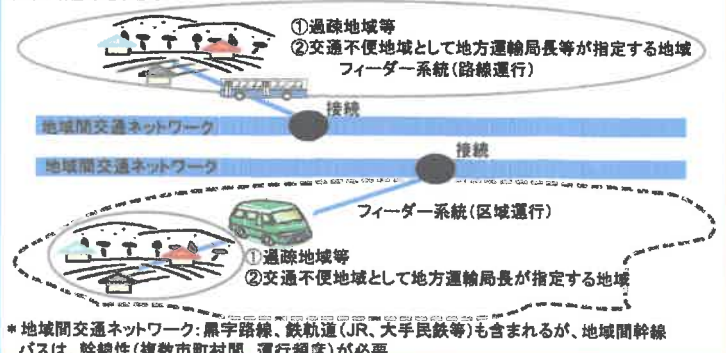
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人／1回以上（30年度見直し）であること（定時定路線型の場合に限る。）
- ・経常収益が経常費用に達していないこと

補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者

又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

フィーダー系統：一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び

当該購入に係る金融費用の合計額

（地域公共交通再編実施計画に位置付けられた系統については、車両購入費の一括補助が可）

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

※補助対象経費の限度額

① ノンステップ型車両：1,500万円

② ワンステップ型車両：1,300万円

③ 小型車両：1,200万円

④ 都市間連絡用車両：1,500万円

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの

・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの

・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの

① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）

② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）

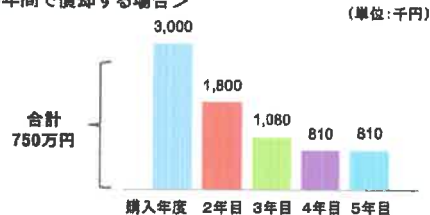
③ 小型車両（①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）

④ 運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであってすべての座席に座席ベルトが義務付けられている定員11人以上の車両（29年度見直し）

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法（残存価額×0.4）を用いて5年間で償却する場合＞

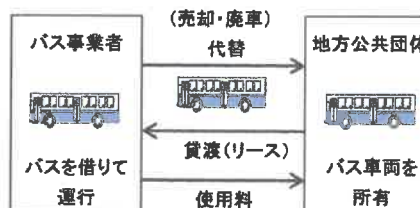


車両購入に係る減価償却費・金融費用を5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、年2.5%が上限

公有民営補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合＞



協議会で、老朽車両の代替を含む「収支改善計画」を策定

2年間で均等に分割して交付
1年目 375万円
2年目 375万円

J R 札沼線（北海道医療大学～新十津川間）の廃線により、代替バスとして「月形当別線（地域間幹線系統）」と「月形浦臼線（地域内フィーダー系統）」をそれぞれ運行することとなった。この運行に伴い、新たな中心市町村の認定が必要となる。

次の観点から、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表 1 のハ③に基づき、当別町を地域間幹線系統補助制度における「中心市町村」に準ずる生活基盤が整備されている町であると認定する。

- ・ J R 北海道札沼線（北海道医療大学～新十津川）の廃止により、当別町が始発終着地となり交通結節点となること
- ・ 当別町は沿線町の中で最も人口が多く、北海道医療大学や同付属医療施設があるなど生活基盤が整備され、沿線町からの往来もあり中心的機能を有していること

沿線 3 町の人口比較

※人口は住民基本台帳（平成 30 年 1 月 1 日現在）の数値

	人口	J R 駅	高等教育機関・医療機関・公共施設等	地域指定
当別町	16,365 人	石狩当別、北海道医療大学	医療大学当別キャンパス、当別高等学校	特豪
月形町	3,298 人	—	月形町立病院、月形高等学校、月形刑務所	過疎、特豪
浦臼町	1,893 人	—	浦臼町立診療所	過疎、特豪

※補足情報（地域間幹線系統に登録するための条件）※

□ 地域間幹線系統として認められるための条件 < 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表 1 ハ 抜粋 >

ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。

① 別表 5 に定める広域行政圏の中心市町村への需要

② 都道府県庁所在地への需要

③ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると都道府県協議会等が認めたものへの需要

□ 別表 5 に定められている市町村

滝川市、富良野市、紋別市、帯広市、網走市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、深川市、函館市、静内町、浦河町、室蘭市、岩見沢市、釧路市、苫小牧市、小樽市、倶知安町、旭川市、江差町、北檜山町、根室市、中標津町、札幌市

※ これまで協議会で認めた市町村

砂川市、千歳市、岩内町、伊達市、虻田町、木古内町、森町、南茅部町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、利尻富士町、北見市、美幌町、遠軽町

【6 月 17 日空知地域生活交通確保対策協議会資料より】

様式第 1－6（日本工業規格 A 列 4 番）

月 企 企 号
令和元年 6 月 2 6 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 月形町
住 所 樺戸郡月形町 1 2 1 9 番地
代 表 者 氏 名 月形町長 上坂 隆一 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

令和元年6月26日

（名称）月形町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

月形町地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

月形町の現在の公共交通は、ＪＲや路線バス等が運行しているが、郊外部は交通空白地域が多くあり、従前より高齢者等交通弱者の足の確保が課題となっている。

また、町内を循環する交通は、スクールバス（３路線）のみであり、住民混乗も行っているが、登下校時の運行のため、帰路はハイヤーを利用するしかないなど、自家用車がない住民は生活面（買い物、病院等）で利用しにくい状況にある。

そうした中、ＪＲ北海道が発表した「ＪＲ単独では維持することが困難な線区」の中にＪＲ札沼線（北海道医療大学―新十津川間）が含まれ、平成３０年１２月２０日に廃線に同意したことにより代替交通も含め、町内の規模に見合った持続可能な公共交通体系の構築を目指し、平成３１年４月に月形町地域公共交通網形成計画を策定したところである。

通学、通院、買い物等の目的で、札幌市や当別町方面へ通じるＪＲ廃止代替バス（当別月形線）と、岩見沢市方面へ通じる路線バス（月形線）は地域間幹線系統として、また、この地域間幹線系統と接続する月形浦臼間のＪＲ廃止代替バス（地域内フィーダー系統月形浦臼線）は、浦臼方面から月形高校への通学や、車を運転できない高齢者等を中心に月形町立病院への通院など、生活に必要不可欠な交通である。

今後の人口減少・高齢化を踏まえて、利用促進を図りながら、上記の地域間幹線系統や地域内フィーダー系統を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

【町民の広域的な生活交通を支援する公共交通の確保】

ＪＲ札沼線が廃止となることから、当別・札幌方面あるいは浦臼方面への広域的な生活移動の確保を目的に廃止代替バスの検討を行い、ＪＲ札沼線が廃止となる令和２年５月までに新たな広域公共交通としての運行を行う。

町民ニーズに即した廃止代替バスの導入を予定しており、月形・浦臼間のバス路線の平日の延べ利用者数の増加を指標として設定する。

【月形・浦臼間の平日利用者数】

Ｒ２年度（Ｒ２．４．１～Ｒ２．９．３０）目標値：平日利用者数３７人／日

※Ｈ３０年度のＪＲ月形・浦臼間での平日利用者数「３６人／日」を踏まえ、Ｒ５年度の目標値「４１人／日（１２．６％増＝４０．５人）」を目指すことから、毎年１名程度の増加として、Ｒ２年度は「３７人／日」とする。

※「月形町地域公共交通網形成計画」のＰ４３より、浦臼～当別間の代替バスの町内平日利用者数の増加率１２．６％を参考とする。

（１２．６％＝目標値（２０２３年）１６０人÷現況値（２０１８年）１４２人）

(2) 事業の効果
月形・浦臼間の廃止代替バスを維持することにより、月形町北部から浦臼町南部の集落の高齢者等の通学・通院・買い物などの日常生活に必要な移動手段が確保される。 また、幹線（札幌方面及び岩見沢方面）と支線（月形・浦臼間）とのネットワークが連携することで効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながり、沿線町の公共交通全体の利用拡大が図られる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ JR廃止代替バスについて、町民の利用状況やニーズを踏まえて、運行ルートや運行時間帯、便数、運賃等の運行内容を検討し、町民等が使いやすいバス路線を整備（月形町、隣接2町、運行事業者、警察署） ・ 月形町内を運行する公共交通の情報発信として、ホームページだけでなく、各種公共交通の運行情報を記載した総合的なバスマップを作成し、町民へ配付するほか、観光客向けに町内市街地に整備予定の交通結節点での配付（月形町） ・ 町民を対象とした地域への出前講座や各種団体等への公共交通に関する説明会の開催（月形町、町民、町内各種団体） ・ 児童・生徒や高齢者等の町民を対象としたバスの乗り方講習や利用体験の実施（月形町、小中学校、運行事業者） （月形町地域公共交通網形成計画 P 32～33、P 37～39 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を、月形町及び浦臼町で負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
株式会社美唄自動車学校
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
月形浦臼線は新規に運行を開始する路線であり、当該路線を運行するための車両を手当てすることができないため、新たにワゴン車両（14人乗り）を1台導入する必要がある。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
（1）事業の目標
【町民の広域的な生活交通を支援する公共交通の確保】 JR札幌線が廃止となることから、当別・札幌方面あるいは浦臼方面への広域的な生活移動の確保を目的に廃止代替バスの検討を行い、JR札幌線が廃止となる令和2年5月までに新たな広域公共交通としての運行を行う。 町民ニーズに即した廃止代替バスの導入を予定しており、月形・浦臼間のバス路線の平日の延べ利用者数の増加を指標として設定する。
【月形・浦臼間の平日利用者数】 R2年度（R2.4.1～R2.9.30）目標値：平日利用者数37人／日 ※H30年度のJR月形・浦臼間での平日利用者数「36人／日」を踏まえ、R5年度の目標値「41人／日（12.6%増＝40.5人）」を目指すことから、毎年1名程度の増加として、R2年度は「37人／日」とする。 ※「月形町地域公共交通網形成計画」のP43より、浦臼～当別間の代替バスの町内平日利用者数の増加率12.6%を参考とする。 （12.6%＝目標値（2023年）160人÷現況値（2018年）142人）

(2) 事業の効果	
月形・浦臼間の廃止代替バスを維持することにより、月形町北部から浦臼町南部の集落の高齢者等の通学・通院・買い物などの日常生活に必要な移動手段が確保される。 また、幹線（札幌方面及び岩見沢方面）と支線（月形・浦臼間）とのネットワークが連携することで効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながり、沿線町の公共交通全体の利用拡大が図られる。	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
表6のとおり。 なお、運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を月形町及び浦臼町が負担することとしている。	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
平成30年2月21日 平成29年度第1回協議会 ・主な協議事項：協議会設立、月形町地域公共交通網計画策定事業について協議 平成30年6月13日 平成30年度第1回協議会 ・主な協議事項：調査実施の概要・スケジュール、部会設置 平成30年11月5日 平成30年度第2回協議会 ・主な協議事項：調査結果の報告、計画の基本的な方向性 平成31年2月18日 平成30年度第3回協議会 ・主な協議事項：網計画（素案）について合意、代替バス運行ルートについて合意 平成31年4月25日 平成31年度第1回協議会 ・主な協議事項：網計画（案）について合意、代替バス運賃の検討状況について合意 令和元年6月5日 書面協議 ・主な協議事項：令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について合意（令和元年6月5日～19日 委員あて内容確認し、合意を得られた）	
18. 利用者等の意見の反映状況	
月形町民を対象に平成30年8月にアンケート調査を実施した。また、平成30年7月にJRと中央バスを対象に、乗降調査を実施し、個別にヒアリング調査を実施した。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	別紙のとおり
関係市区町村	別紙のとおり（月形町、浦臼町、当別町）

交通事業者・交通施設管理者等	別紙のとおり
地方運輸局	別紙のとおり
その他協議会が必要と認める者	別紙のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）北海道樺戸郡月形町 1 2 1 9 番地

（所 属）月形町企画振興課

（氏 名）高松 正裕

（電 話）0 1 2 6 － 5 3 － 2 3 2 1

（e-mail）takamatsu.masahiro@town.tsukigata.hokkaido.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	經由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ニで該当 する要件 (別表7のみ)
月形町	株式会社美明自動車学校	(1) 月形浦臼線	浦臼駅	札比内駅	月形駅	往 19.0km	183 日	915.0 回		路線定期運行	①	下段モーターバス当別月形線と北海道中央バス月形線の町内交通結節点(月形駅等)と接続するダイヤ設定などの措置を講じる。	①
						復 19.2km							
						往 km							
						復 km							
						往 km							
						復 km							
						往 km	日	回					
						復 km							
						往 km							
						復 km							
						往 km							
						復 km							
						往 km	日	回					
						復 km							
						往 km							
						復 km							
						往 km							
						復 km							

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	經由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ニで該当 する要件 (別表7のみ)
月形町	株式会社美唄自動車学校 (1) 月形浦臼線		浦臼駅	札比内駅	月形駅	往 19.0km	365 日	1,825.0 回		路線定期運行	①	下段モーターバス月形線と北海道中央バス月形線の町内交通結節点(月形駅等)と接続するダイヤ設定などの措置を講じる。	③
						復 19.2km							
						往 km	日	回					
						復 km							
						往 km	日	回					
						復 km							
						往 km	日	回					
						復 km							

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ニで該当 する要件 (別表7のみ)
月形町	株式会社美唄自動車学校 (1) 月形浦臼線		浦臼駅	札比内駅	月形駅	往 19.0km	365 日	1,825.0 回		路線定期運行	①	下段モーターバス当別月形線と北海道中央バス月形線の町内交通結節点(月形駅等)と接続するダイヤ設定などの措置を講じる。	③
						復 19.2km							
						往 km	日	回					
						復 km							
						往 km	日	回					
						復 km							
						往 km	日	回					
						復 km							
						往 km	日	回					
						復 km							

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	月形町
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	4,577
交通不便地域	4,577

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
4,577	全域	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
月形町地域公共交通網形成計画	平成31年4月25日	

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※)省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては平成31年度(令和元年度)における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知(令和元年6月〇日付国総支第〇号)の算定式を用いること。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ロ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ロ②（2）（実施要領の2.（1）⑭））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種類			乗車 定員	購入年月	再編 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
月形町	株式会社美唄自動車学校	1	(1) 月形浦臼線	小型車両			14	令和2年3月		一括
		2	()							
		3	()							
		4	()							
		5	()							

(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「O」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

月形町地域公共交通活性化協議会委員名簿

条例第4条の委員区分		所属・団体	役職	氏名	備考
第1号 (公共交通事業者等)	1	北海道中央バス(株)	岩見沢営業所長	平 瀬 公 司	
	2	北海道旅客鉄道(株)	総合企画本部 地域交通改革部専任部長	一 條 雅 弘	
	3	新篠津村	産業建設課長	佐 藤 達 也	村営バス
	4	(有)アオヤナギ観光バス	専務	青 柳 宗 明	
	5	月形町社会福祉協議会	会長	福 居 正 憲	福祉有償運送事業者
	6	札幌地区バス協会	事務局次長	野 川 祐 次	
	7	有限会社 下段モータース	代表取締役	下 段 聡	当別～月形間代替バス
	8	株式会社 美唄自動車学校	代表取締役社長	林 正 芳	浦臼～月形間代替バス
第2号 (道路管理者)	9	北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所	計画課長	小 川 達 也	国道
	10	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所	次長	大河内 信 幸	道道
第3号 (公安委員会)	11	札幌方面岩見沢警察署	交通課長	藤 本 和 彦	
第4号 (地域公共交通利用者)	12			高 畠 洋 美	民生委員・児童委員
	13			廣 野 いづみ	民生委員・児童委員、商工会女性部長
第5号 (学識経験者)	14	北海道大学大学院工学研究院	准教授	岸 邦 宏	
第6号 (商工業、福祉及び教育団体、その他団体等)	15	月形商工会	経営指導員	平 吹 達 也	副会長
	16	月形町農業協同組合	専務理事	福 井 誠	
	17	月形刑務所	上席統括矯正処遇官	松 岡 俊 彦	
	18	月形町PTA連合会	会長	細 川 英 樹	
	19	月形町校長会	会長(月形小学校長)	矢 原 雄 平	
	20	月形高等学校	校長	金 澤 昭 良	
第7号 (行政区長等)	21	月形町行政区連絡会議(札幌市内第4行政区長)		柳 彰 憲	
	22	月形町行政区連絡会議(南耕地昭栄行政区長)		竹 田 紘 一	
第9号 (その他町長が必要と認める者)	23	北海道運輸局札幌運輸支局	首席運輸企画専門官	杉 澤 武 則	
	24	空知総合振興局	地域政策課長	菅 原 伸 一	
	25	当別町	企画部企画課長	長谷川 道 廣	隣接市町村
	26	浦臼町	総務課長	石 原 正 伸	隣接市町村
	27	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会	副議長	佐 藤 文 昭	
第8号 (町職員)	28	月形町	副町長	堀 光 一	会長
	29	月形町	総務課長	平 田 京 子	
	30	月形町	住民課長	原 博由樹	
	31	月形町	保健福祉課長	福 田 孝 幸	
	32	月形町	産業課長	小 薮 孝 之	町道
	33	月形町教育委員会	教育次長	内 藤 弘 樹	スクールバス